

エコ・パワー株式会社「(仮称)松前町札前ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和元年6月25日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)松前町札前ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」について、エコ・パワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道松前郡松前町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大94,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成31年 3月29日
環境大臣意見受理	令和元年 6月14日
経済産業大臣意見	令和元年 6月25日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

エコ・パワー株式会社「(仮称)松前町札前ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他事業者による稼働中の風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ハチクマ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（2）土地の改変に伴う自然環境等に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された土砂流出防備保安林が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置及び搬入ルート等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境等への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、河川・沢筋等からの距離を確保するとともに、土地の改変量及び濁水の流出等を最小限に抑えること等により、自然環境等への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。